

令和 6 年 3 月 27 日  
消 防 庁

## 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する 意見公募

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）について、令和 6 年 3 月 28 日（木）から令和 6 年 4 月 26 日（金）までの間、意見を公募します。

### 1 改正内容

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第9条第1項第12号において、屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設ける措置、又は危険物の流出防止に前述の囲いと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講じることとされています。

今回、総務省令で定める措置を規定するため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）を改正するものです。概要については、別紙2を御覧ください。

### 2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙3参照）  
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙1を御覧ください。

### 3 意見公募の期限

令和6年4月26日（金）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

### 4 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 早川補佐、水野

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail: fdma.hoanshitsu\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

危険物の規制に関する省令（昭和34年政令第306号）第9条第1項第12号に規定する屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ0・一五メートル以上の囲いを設ける措置、又は危険物の流出防止に前述の囲いと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講じることとされています。

今回、総務省令で定める措置を規定するため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）を改正するものです。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

#### （2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： [fdma.hoanshitsu\\_atmark\\_soumu.go.jp](mailto:fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp)

総務省消防庁危険物保安室 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入り

- ますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。
- ※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。
- ※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。
- ※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

### (3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）。

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

### (4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7534

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 5 意見提出期間

令和6年3月28日（木）から令和6年4月26日（金）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

## 6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。

- ・ 提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### 連絡先窓口

総務省消防庁予防課危険物保安室

担 当：早川、水野

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。  
メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@（半角に修正してください）に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁

予防課危険物保安室 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

**危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）について**

令和 6 年 3 月  
消防庁危険物保安室

**1 改正理由**

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）第 9 条第 1 項第 12 号において、屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、次のいずれかの措置を講じることとされている。

- ① その直下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設ける措置
- ② 危険物の流出防止に①と同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置

総務省令では②の措置を規定していないところ、規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において「同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置」の要件を検討し、省令改正等必要な措置を講ずることとされたことから、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）について必要な改正を行う。

**2 改正内容****○ 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備における危険物の流出防止措置【規則第 13 条の 2 の 2 関係】（新規）**

囲いの設置と同等以上の効果が認められる、危険物の流出防止のための「総務省令で定める措置」として、次の二つの措置を定める。

- ① 危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に危険物の流出防止に有効な溝等を設ける措置
- ② 危険物を取り扱う設備の架台等に危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置

**○ ポンプ設備の危険物の流出防止措置【規則第 21 条の 3 の 2 関係】（新規）**

屋外貯蔵タンクのポンプ設備について、ポンプ設備がポンプ室以外の場所にある場合は、政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 により、高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けるか、これと同等以上の危険物の流出防止措置として総務省令で定める措置を講じることとされているところ、「総務省令で定める措置」として規則第 13 条の 2 の 2 と同様の措置を定める。

○ **その他**

その他、所要の規定の整備を行う。

**3 施行期日**

公布の日から施行する。（令和6年5月予定）



○総務省令第 号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第十二号及び第十一条第一項第十号の二ルの規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 松本 剛明

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(危険物の流出を防止する措置)</p> <p>第十三条の二の二 令第九条第一項第十二号の総務省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。</p> <p>一 危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に、危険物の流出防止に有効な溝等を設ける措置</p> <p>二 危険物を取り扱う設備の架台等に、危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第十三条の二の三 [略]</p> <p>(高層倉庫の基準)</p> <p>第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準のすべてに適合する貯蔵倉庫(令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 貯蔵倉庫には、第十三条の二の三に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>(ポンプ設備の危険物の流出を防止する措置)</p> <p>第二十一条の三の二 令第十一条第一項第十号の二の総務省令で定める措置は、第十三条の二の二第一号又は第二号に掲げる措置とする。</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第二十八条の四十二 移送取扱所(危険物を移送する配管等の部分を除く。)には、第十三条の二の三に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第十三条の二の二 [同上]</p> <p>(高層倉庫の基準)</p> <p>第十六条の二 [同上]</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 貯蔵倉庫には、第十三条の二の二に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第二十八条の四十二 移送取扱所(危険物を移送する配管等の部分を除く。)には、第十三条の二の二に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正)

2 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第十三条の二の二」を「第十三条の二の三」に改める。